

生駒都市開発株式会社の破産に伴う  
有限会社生駒サンリースの株主の救済を求める請願書

紹介議員氏名

福田 欣考 ●

中谷 尚敬 ●

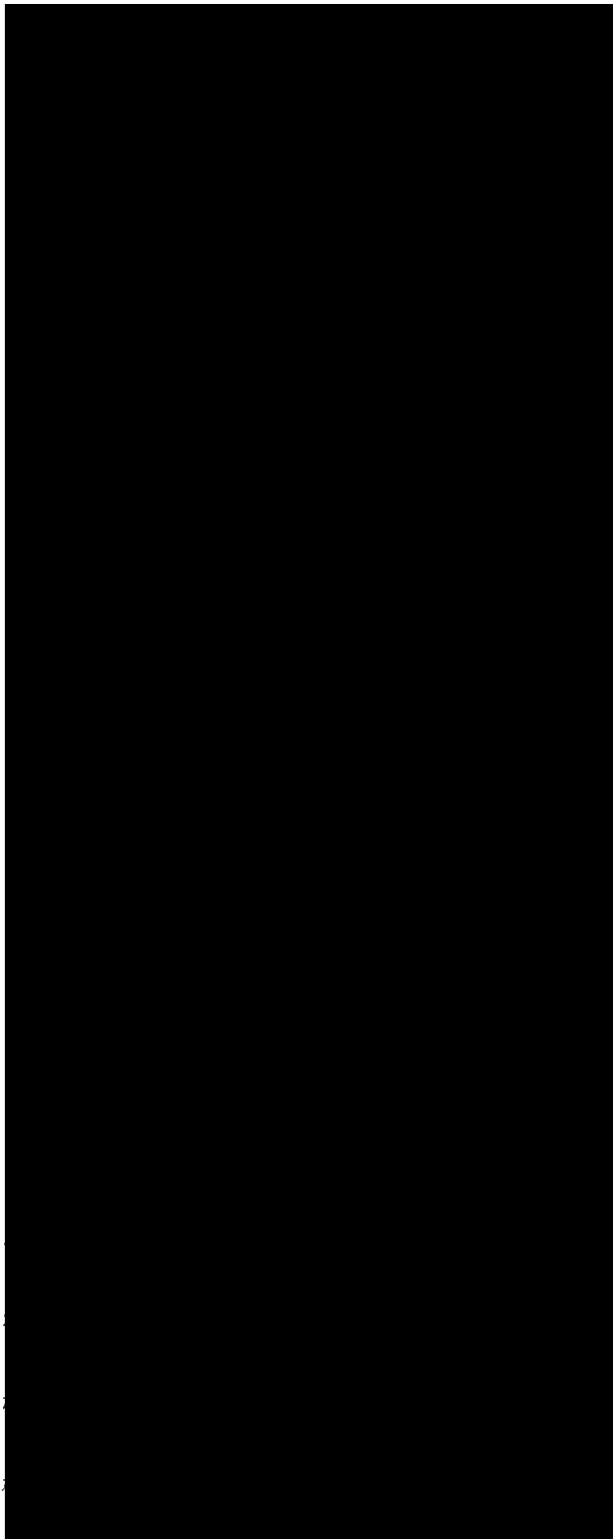
井上 三生 ●

西口 謙一 ●



生駒市議会議長  
酒井隆殿

請願者



## 請願の内容

有限会社生駒サンリースは、破産者生駒都市開発株式会社の破産債権者であります。生駒市の破産債権届については破産債権者間の実質的衡平を図る等の観点から届出の取扱いについて慎重に検討していただき、取り下げるよう御措置下さい。

## 請願に致るまでの経緯

1 有限会社生駒サンリースは、生駒駅前開発に協力することにした地権者によって実質的に組織されています。

2 有限会社生駒サンリースが破産者に対して有している債権について債権額に見合った担保の提供をする旨合意しています。

このことは、平成9年3月12日付金銭消費貸借契約書第7条に規定されています。

有限会社生駒サンリースの履行請求にも関わらず、破産者は上記義務の履行を怠っておりませんでした。

ちなみに、破産者に対する破産宣告前における最終の上記担保提供についての履行請求は平成18年7月12日付でしているものです。

したがって、破産者の破産手続によって補填されることのない損害を有限会社生駒サンリースが被ることとなった場合には、上記担保提供義務を履行しなかった破産者の取締役監査役に対する損害賠償責任が生じることとなるのではないかと考えられます。

しかし、破産者の過半数株主が生駒市であることをはじめ、破産者や破産者の取締役監査役等の機関に就任していた者の社会的政治的経済的地位立場状況などに鑑みるとこのような個人責任を別個の法的手段を構えて行うことは必ずしも常によいことだとは思えません。

そこで、有限会社生駒サンリースは、本件破産手続内で出来る限りの破産債権の補填をすることができないかと思っております。

そして、その場合に最も問題であると考えるのが、生駒市が破産者に対する保証債務を履行したとしてその求償債権を破産債権として届け出ていることです。

破産者において破産手続を推進されたのは生駒市長でもある破産者代表取締役(唯一の破産手続をすることについての賛成取締役でもある)でしたし、破産者の過半数株主は生駒市であるのですから、破産者と生駒市は実質的観点からは同一主体というべきです。

生駒市は、銀行等金融機関に対しては保証債務の履行をして求償債権を取得しているというのですが、銀行等金融機関は生駒市の保証債務履行によって100%完全に債権回収が完了しております。他方、前述のとおり、破産者は有限会社サンリースに対する担保提供義務についてこれを違法に放置していたため、担保の実行による回収はまったくできていないのです。この点において既に、銀行等金融機関と有限会社サンリースの取扱いにおいて看過し難い不平等があると言わざるを得ません。

そして、生駒市が上記保証債務履行によって取得したとする求償債権を破産債権として届け出て破産手続における配当を得ようとしていることはさらに問題が大きいと言えます。というのは、本件での破産債権の大部分は有限会社生駒サンリースによるものであるはずですから、生駒市の上記求償債権の破産債権届出は破産手続において有限会社サンリースが得られる配当の額を削り取るだけの機能しか果たさないからです。

以上のことから、生駒市が求償債権を破産債権として届け出ることが形式的に法手続に適ったとしてもその実質について考察するときには、その権利を濫用するものであって法的に許容できないものだと考えられます。

いずれにせよこれによって有限会社サンリースが被ることになるダメージは致命的なものであり、到底耐えることができません。

破産手続の中において債権者平等が貫徹されるべきであることは有限会社生駒サンリースもよく理解をしています。しかし、その債権者平等も実質的な正義と衡平が確保されているものでなければならぬことは明らかです。

以 上